

青森県報

第二千八百三十一号

平成十九年
九月十二日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (団体経営課) …… 一

告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出 (高齢福祉課) …… 一

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出 (同) …… 二

介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (同) …… 二

介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出 (同) …… 二

飼料の試験の結果の概要 (畜産課) …… 二

漁船保険付保義務の発生 (三八地域) …… 三

漁船保険付保義務の消滅 (同) …… 三

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告 (県民生化課) …… 四

出先機関 (同) …… 四

土地改良区の定款変更の認可 (中南地域) …… 四

右 (三八地域) …… 四

規 則

右 (同) …… (西
北
地
域)
局 …… 四

右 (同) …… (下
北
地
域)
局 …… 五

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十七号

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年三月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「年 〇・四五パーセント」を「年 〇・五五パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十九年八月二十日以後において貸付けのなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第六百五十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成十九年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	名称	所在地	廃止年月日
有限会社協和	有限会社協和	有限会社協和	十和田市大字八斗沢字家ノ下四六五の五	訪問介護	ヘルパーステーション	有限会社協和	十和田市大字八斗沢字家ノ下四六五の五	平成一九・七・三
有限会社ひかりケア・サービス	有限会社ひかりケア・サービス	有限会社ひかりケア・サービス	青森市中央三丁目二の八	訪問介護	有限会社ひかりケア・サービス	有限会社ひかりケア・サービス	青森市中央三丁目二の八	平成一九・九・一

青森県告示第六百六十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十九年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	指定居宅介護支援事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所	所在地	廃止年月日
医療法人慈仁会	医療法人慈仁会	医療法人慈仁会	五所川原市金木町朝日山四五三	尾野病院	五所川原市金木町朝日山四五三	平成一九・七・三

青森県告示第六百六十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退したので、同法第百十五条第二号の規定により公示

する。

平成十九年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	開設の場所	指定辞退年月日
田村泌尿器科医院	弘前市大字富田一丁目七の三	平成一九・八・二〇

青森県告示第六百六十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第百十五条の九第二号の規定により公示する。

平成十九年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	所在地	廃止年月日
有限会社協和	有限会社協和	有限会社協和	十和田市大字八斗沢字家ノ下四六五の五	訪問介護	ヘルパーステーション	十和田市大字八斗沢字家ノ下四六五の五	平成一九・七・三
有限会社ひかりケア・サービス	有限会社ひかりケア・サービス	有限会社ひかりケア・サービス	青森市中央三丁目二の八	訪問介護	有限会社ひかりケア・サービス	青森市中央三丁目二の八	平成一九・九・一

青森県告示第六百六十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び第二項の規定により平成十九年八月一日及び三日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十九年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要											違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %	M E kcal/kg		その他 の査 水分%		
東北飼料株式会社 八戸市河原木 海岸24の8	同 左	日配ブローラー肥育後期用 配合飼料 はやて後期 日配種豚育成用及び飼育用 配合飼料 ブリーニール ア ア 協同飼料	19.7	19.3	7.0	0.90	0.62	2.0	4.7						3,190	12.2		
				15.6	3.7	0.98	0.74	3.5	5.4				74.0		13.4			
				16.5	3.5	0.83	0.68	3.1	5.5				74.5		13.4			
仙台飼料株式会社 宮城県仙台市宮城野 区港4丁目100の2	東北ノーサン株式会社 青森県青森市宮野町 2丁目14の11	ノーサン印種豚飼育用配合 飼料 S ヘルシーリター	19.6	16.6	5.7	0.99	0.65	2.5	5.4								13.4	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第六百六十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示す。

平成十九年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百六十五号

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五五番地 長 根 繁	階上
三戸郡階上町大字道仏字鹿倉九四番地一 畑 中 清 二	
三戸郡階上町大字道仏字沢前戸三八番地二 小 西 博 美	

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の

規定により、次の加入区においては、平成十九年九月十二日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

平成十九年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区の名称
階上

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年九月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十九年八月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森市パークゴルフ協会
- 三 代表者の氏名
奥村 健
- 四 主たる事務所の所在地
青森市桜川三丁目九の六

五 定款に記載された目的

この法人は、NPO国際パークゴルフ協会（以下「国際協会」という。）の会員、加盟団体として、国際協会の事業活動の円滑な推進と、パークゴルフの普及、振興を通して会員相互の交流と親睦を図り、もって健康で明るく楽しい地域社会づくりを寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、目屋土地改良区の定款の変更を平成十九年五月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十二日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、蛸川土地改良区の定款の変更を平成十九年五月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十二日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、屏風山土地改良区の定款の変更を平成十九年六月一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十二日

西北地域県民局長 神 豊 勝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、むつ山辺沢土地改良区の定款の変更を平成十九年五月二十三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月十二日

下北地域県民局長 奈良岡 修 一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭